

## 教員特殊業務手当の改正概要

教職員企画課

### 1 手当の概要

教員特殊業務手当は、特殊勤務手当の1つとして川崎市職員の特種勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号。）第15条に規定しているもので、非常災害時の緊急業務、修学旅行や対外運動競技の引率指導業務及び部活動指導業務等に従事した教員に支給されるもの

### 2 国の動向

国においては、メリハリある給与体系の推進や部活動指導に係る教員の負担の実態を考慮し、部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、平成30年1月より義務教育費国庫負担金の部活動指導業務に係る手当の増額を行った。

併せて、部活動指導業務に係る手当との均衡等を考慮し、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても、増額を行った。

### 3 本市の対応

本市においては、今年度から国の改定趣旨である部活動の適正な運営に向けた取組をすすめており、教員自らが意欲と能力を最大限発揮できるよう、メリハリある給与体系の推進を図る観点から、国の改定内容に準じて部活動指導に係る手当の改定を行うものである。

併せて、国と同様に部活動指導業務に係る手当との均衡等を考慮して、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る手当についても改定するものである。

### 4 手当の改定内容

業務名	従事時間等	改定前(日額)	改定後(日額)
修学旅行等引率指導業務 規程第3条第3号ア	宿泊を伴い8時間程度	4,000円	4,800円
対外運動競技等引率指導業務 規程第3条第4号	8時間程度(週休日・休日) 宿泊を伴い8時間程度(その他の日)	4,000円	4,800円
部活動指導業務 規程第3条第5号ア(ア)、イ(ア)、ウ(ア)	4時間以上(週休日・休日)	2,800円	3,400円

### 5 施行日

平成30年4月1日